

◆自主防災組織（その概要と補助金交付までの手順）

1. 自主防災組織とは

大規模災害が発生したとき、一人の力では限界があります。

自主防災組織とは、住民が自治会単位等で各地域の実状に応じて組織化し、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う集まりのことです。

具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所への給食給水等の活動を行います。

2. 自主防災組織の必要性

大規模な地震等の災害が発生した場合、火災、建物等の倒壊、道路の寸断、断水等で消防等の防災機関が、発生直後に多数の被害者を助けることは非常に困難です。このような時、個人や家族だけの力では限界があり、近隣住民が一致協力し、地域ぐるみで取り組む防災活動が大変重要となります。

3. 自主防災組織結成までの手順（例）

(1) 自治会の会合で、防災活動の必要性を考える。

(2) 役員会等でどのような組織にするか検討し、基本的な事項について案をまとめる。

- ・組織のかたちの決定
- ・組織の編成案の作成
- ・役員の人選
- ・規約案の作成
- ・事業計画案の作成
- ・資金計画（収支見込み）案の作成

(3) 役員会でよく話し合い、よりよい案に修正し、案の了承を得る。

(4) 自治会の総会等で討議し、組織に参加する住民の賛同を得る。



自主防災組織の結成

4. 自主防災組織結成後の補助金申請の流れ

(1) 自主防災組織の結成について役場総務課消防防災係へ報告する。

『自主防災組織結成届』を届け出る。

(2) 自主防災組織設立補助金の交付申請をする。

『自主防災組織補助金交付申請書』を申請する。

- (3) 役場から、『自主防災組織補助金交付決定通知書』が届きましたら、同封されている『自主防災組織補助金請求書』を提出してください。
- (4) 請求書提出後、約 1 ヶ月ほどで補助金 50,000 円が指定された口座に振り込まれます。
- (5) 自主防災組織で事業を行う、または資機材を購入する場合、『自主防災組織補助金交付申請書』を申請する。
- (6) 役場から『自主防災組織補助金交付決定通知書』が届きましたら、それ以降に事業を実施、または資機材を購入して下さい。
- (7) 事業を実施した後、または資機材を購入した後、『自主防災組織事業完了報告書』を提出して下さい。
- (8) 役場から『自主防災組織補助金確定通知書』が届きましたら、同封されている『自主防災組織補助金請求書』を提出してください。
- (9) 請求書提出後、約 1 ヶ月ほどで補助金が指定された口座に振り込まれます。

※補助金の額

防災事業 1 事業の経費の 1 / 2 以内（上限 50,000 円）

資機材の購入費用の 1 / 2 以内（上限 100,000 円）

防災倉庫の購入費用の 1 / 2 以内（上限 200,000 円）

なお、各申請書等用紙は、役場総務課消防防災係、稲葉出張所、南犬飼出張所に用意してあります。

お問い合わせ先、提出先は下記までお願い致します。

壬生町総務部総務課消防防災係

TEL 81-1808

FAX 82-8262